

○足跡取扱要綱

昭和54年9月3日

埼例規第35号・鑑

警察本部長

足跡取扱要綱の制定について（例規通達）

このたび、警察庁において足跡鑑識制度の統一かつ効率的な運用を図るため、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）が制定されたが、これに伴い、本県における足跡取扱要綱を別添のとおり定め、昭和54年10月1日から実施することとしたから運用上誤りのないようにされたい。

なお、足こん跡資料取扱要綱（昭和36年鑑発第5号、例規）足こん跡の採取及び利用状況について（昭和38年埼例規第45号、鑑）及び警察庁における広域犯罪の現場足跡対照の実施について（昭和52年埼例規第24号、鑑）は廃止する。

一部改正〔平成12年第53号〕

別添

足跡取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、埼玉県警察における足跡の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(遺留足跡等の採取及び送付)

第2条 警察本部の犯罪捜査を担当する所属長（刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）を除く。）及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、規則第2条第2号に規定する現場足跡を採取したときは、直ちに現場足跡採取報告書（様式第1号）を作成させなければならない。

2 規則第3条第2項に規定する遺留足跡の送付は、遺留足跡写真票（様式第2号）により行うものとする。ただし、鑑識課長が必要と認めたときはこの限りでない。

3 前項の規定による遺留足跡写真票の送付は、遺留足跡写真票送付書（様式第3号）により行うものとする。

一部改正〔平成24年第128号〕

(遺留足跡写真票の作成等)

第3条 警察署長等は、遺留足跡を採取したときは、遺留足跡写真票を速やかに2部作成し、1部を鑑識課長に送付し、1部は自ら保管するものとする。

2 遺留足跡写真票に貼付する写真は、次により作成するものとする。

(1) 大きさは手札型とし、足跡の実物3分の1とすること。

(2) 足跡の内側にスケールを添えて撮影すること。

3 警察署長等は、第1項の規定により遺留足跡写真票を送付したときには、埼玉県警察指掌紋取扱要領（平成10年埼例規第7号・鑑・捜三。以下「指掌紋取扱要領」という。）様式第15号の現場指掌紋・足痕跡処理簿を作成し、その経過を明らかにしておくものとする。

一部改正〔平成12年第53号、19年第53号、24年第128号、26年第757号〕

(履物底写真票との対照等)

第4条 鑑識課長は、遺留足跡写真票を受領したときは、規則第4条第1項に規定する対照のほか、当該遺留足跡写真票と保管する履物底写真票とを対照し、履物の種類、名称、製造業

者等の確認に努めなければならない。

- 2 鑑識課長は、前項の結果を遺留足跡対照結果通知書（様式第4号）により、当該警察署長等に通知しなければならない。

一部改正〔平成24年第128号〕

（遺留足跡写真票等の保管）

第5条 鑑識課長及び警察署長等は、遺留足跡写真票を整理し、3年間保管しなければならない。

- 2 警察署長等は、規則第3条第1項の規定により採取した遺留足跡は、数量を確認し、紛失及び汚損防止に留意し、適当と認められる場所に、施錠機能を具備する保管設備を設置し、同設備内において3年間保管しなければならない。ただし、足紋については、公訴の時効が完成するまで保管するものとする。

なお、保管設備の管理体制及び鍵の保管は、証拠物件取扱保管要領（平成7年埼例規第57号・刑総・生安・交企・公一）第5及び第10の定めを準用する。

- 3 鑑識課長は、履物底写真票を整理し、7年間保管しなければならない。

全部改正〔昭和60年第49号〕、一部改正〔平成7年第30号〕、全部改正〔平成12年第53号〕、一部改正〔平成17年第903号、26年第757号〕

（遺留足跡写真票の削除）

第6条 警察署長等は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、保管する遺留足跡写真票を削除するとともに鑑識課長に通知しなければならない。

- (1) 当該事件の被疑者を検挙したとき。
- (2) 被疑者の足跡がないことが明らかになったとき。

- 2 前項の通知は、毎月 の削除分を指掌紋取扱要領様式第22号の指紋、足痕跡関係月報により翌月10日までに行わなければならない。

一部改正〔平成12年第53号、19年第53号、26年第757号、29年第1322号〕

（履物底写真票の複写要求）

第7条 警察署長等は、捜査上必要と認めるときは、鑑識課長に対し、履物底写真票の複写を要求することができる。

（被疑者足跡照会）

第8条 規則第10条第1項に規定する被疑者足跡照会は、被疑者足跡照会書（様式第5号）に

より行うものとする。

2 規則第10条第2項による回答は、被疑者足跡対照結果通知書（様式第6号）により行うものとする。

一部改正〔平成12年第53号、24年第128号〕

（現場足跡に関する記録の処理）

第9条 警察署長等は、現場足跡を採取した事件について、次に掲げる記録を受理した場合において、当該事件を検察庁に送致し、又は追送するときは、事件記録にこれを添付し、その他のときは、事件記録とともに、これを保管するものとする。

(1) 現場足跡採取報告書

(2) 被疑者足跡対照結果通知書

(3) 鑑定書

追加〔平成24年第128号〕

（足跡等の採取状況の報告）

第10条 警察署長等は、毎月の足跡等の採取状況を足跡等の採取状況表（様式第7号）により翌月10日までに鑑識課長に報告しなければならない。

一部改正〔昭和62年第50号、平成12年第53号、24年第128号〕

（準用）

第11条 本要綱は、タイヤ痕跡の取扱いについて準用する。

追加〔平成12年第53号〕、一部改正〔平成24年第128号〕

（委任）

第12条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、鑑識課長が定めるものとする。

追加〔平成26年第757号〕

実施日

この要綱は、昭和54年10月1日から実施する。

実施日（昭和60年12月18日埼例規第49号・鑑）

この例規通達は、昭和61年1月1日から実施する。

実施日（昭和62年12月23日埼例規第50号・務）

この例規通達は、昭和63年1月1日から実施する。

実施日（平成5年12月20日埼例規第69号・務）

この例規通達は、平成6年1月1日から実施する。

実施日（平成7年5月31日埼例規第30号・刑総）

この例規通達は、平成7年6月1日から実施する。

実施日（平成12年7月28日埼例規第53号・総）

この例規通達は、平成12年8月1日から実施する。

実施日（平成17年10月18日鑑第903号）

1 この通達は、平成17年11月1日から実施する。

2 この通達による改正後の足跡取扱要綱第5条の規定は、現に保有している遺留足跡写真票及び遺留足跡について適用する。

実施日（平成19年1月26日鑑第903号）

この通達は、平成19年1月26日から実施する。

実施日（平成24年3月2日鑑第128号）

この通達は、平成24年3月2日から実施する。

実施日（平成26年12月25日鑑第757号）

この通達は、平成27年1月1日から実施する。

実施日（平成29年8月3日刑総第1322号）

この通達は、平成29年8月3日から実施する。

【様式省略】